

# 建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'90/10

OCTOBER.15.MON No. 46



秋色深まる秩父長瀬

建産連の SLOGAN  
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

## 企業規模に応じた高齢化対策

榎本 義男

最近の労働力不足、特に新卒者の採用難は新聞などマスコミの報道を待つまでもなく我々自身まさに膚で感じているところである。

また先頃厚生省が公表した「1989年の人口動態統計の概況」によると女性1人当たりの平均出産数が1.57人になったと言う。このままで推移すると今世紀中に子供人口（14才以下）が老人人口（65才以上）に追い抜かれる可能性があり、日本の高齢化が急激に進んでいる。

各企業ではこのための対応として定年延長や高齢化のための職務設計、再配置、能力開発プログラムの策定が行われているが、また一方大企業では40才過ぎると選別が意図され配転、出向、派遣などの方策が同時に進められているという現実である。ところで知人の大企業の人事担当者の話しによると企業における高齢者対策は一部を除いてあまり効果をあげていないと言う。この理由として大企業にあっては特定の高齢者個人（体力、知識、技能が異なる）をどう処遇するかが重要であるが、従来からの人事制度の再構築に当たって特定個人、個人迄のきめの細かい方策が採れず集団としての高齢化対策にならざるを得ない悩みがあると指摘があった。

この高齢者個人の処遇については我々中小規模企業は柔軟な対応（方策）が可能ではなからうか。たとえば月10日勤務社員、1日短時間勤務社員、休日のみ勤務の応援社員など業務内容も営業も一般の時間的制約なしにするとか、技術指導専従にする等で採用するなど、大企業では採用しにくい方策により我々規模の企業のメリットを十分活用した高齢者対策が可能ではないかと言う事が考えられる。

いずれにせよ我々としては新卒の採用難を嘆くだけでなく、現有の従業員の能力アップを真剣に考えると同時に、高齢者の活用方法を企業規模に応じた方策により進めることが何よりも肝要であろう。勿論具体的な実行はそれぞれの企業で行う事は言うまでもないが、建産連の事業推進の中での種々のモデルプランを加入各社のアイデアで構築していくことが現今の課題といえる。

（筆者は、(社)日本塗装工業会埼玉県支部長）



# 県内工業団地造成計画の 現状と今後の動向

史上空前の景況は、根強い消費動向に支えられ今後も年率5%強の伸びが続くものと予測されている。こうした情勢を背景に、各種企業の設備投資意欲は衰えを見せず活況を呈している。そのバロメーターである企業の進出状況を本県の工業団地造成計画にスポットを当て、その現状と今後の推移を県企業局土地開発整備事業及び県内市町が推進するミニ工業団地計画から探って見ることにした。

(W)

## 県企業局土地開発整備事業の概観

首都圏に位置する埼玉県は、人口、産業の大都市圏集中化の影響を強く受け都市化が急速に進行、特に高度経済成長が始まった昭和30年代後半からの県南部を中心とした人口増加は著しく、昭和35年当時243万人であった本県の人口は、昭和52年には500万人を超え、10年後の昭和62年には600万人に達し、現在640万人になんなんとしている。

このような過度の人口集中化は、都市の過密化や住工混在を深め住環境の悪化、公害問題等を起す一方、県北地域の一部では過疎化現象を

生じ、県土の調和ある発展を阻害することになった。

このため、県は人口及び産業の適正配置による土地利用の純化と地域の均衡ある発展を目的として昭和37年度に草加工業団地の建設に着手、38年度から分譲を開始した。翌年の4月開発事業がこれまでの知事部局から企業局に移管され、宅地造成事業として県内各地に工業団地、住宅団地及び流通業務団地等の造成が行われ分譲されてきた。

これまで、18団地（延べ1,264 ha）を造成し、

団地名	事業手法	事業年度	施工面積 A m <sup>2</sup>	分譲面積 B m <sup>2</sup>	B/A (%)
伊奈北部地区	区画整理事業参画	S56~H3	445,000	445,000	100.0
川本地区(工業団地)	団地造成	61~2	490,000	317,300	64.8
羽生地区(工業団地)	団地造成	61~2	381,000	257,300	67.5
嵐山地区(工業団地)	団地造成	62~5	1,051,000	650,000	61.8
吉川・松伏地区(工業団地)	団地造成	63~5	369,600	242,400	65.6
幸手第2地区(工業団地)	団地造成	63~4	229,600	148,483	64.7
秩父地区(工業団地)	団地造成	H元~6	667,000	378,000	56.7
本庄今井地区(工業団地)	団地造成	2~7	451,100	277,400	61.5
加須下高柳地区(工業団地)	団地造成	2~7	520,000	338,000	65.0
計(9団地)			4,604,300	3,053,883	66.3

現在、9団地（延460ha）の造成が進められている（別表参照）。

なお、現在事業名は「土地開発整備事業」と改められ、建物等の施設も建設して売払い及び貸し付ける業務をも加え、積極的に事業を推進することになっている。

以下、現在進行中の伊奈北部地区土地区画整理事業ほか8工業団地の事業概要を列記することにする。

#### ・伊奈北部地区宅地造成事業

大宮市・伊奈町間に導入の新交通システムに関連する地域を対象に県住宅都市部が実施する伊奈特定土地区画整理事業の施行区域内において、工業用地、施策住宅地、高校用地及び県民活動総合センター用地を確保造成して、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、新しい都市づくりを推進するものである。

現況は、住宅及び工業用地の整地工事が主で総仕上げの段階にある。

##### 事業概要

- (1) 対象地域 北足立郡伊奈町大字小針内宿、小針新宿、羽貫、大針の各一部
- (2) 用途 伊奈学園総合高校用地、県民活動総合センター用地、就業地、施策住宅地。
- (3) 事業年度 昭和56年度～平成3年度
- (4) 施行面積 445,000㎡
- (5) 分譲予定面積 445,000㎡
- (6) 分譲計画 伊奈学園総合高校用地（54,997㎡）は昭和57年度分譲済。県民活動総合センター用地（59,997㎡）は昭和62年度分譲済。就業地、施策住宅地は、平成3年度分譲予定。
- (7) 総事業費 324億5,200万円
- (8) 平成2年度計画 整地工事等。

#### ・川本工業団地造成事業

県の施策である県北地域の産業振興及び県内既成市街地における住工混在を解消し、土地利用の純化を図ることを目的とする。

平成2年度で概成、分譲（20数区画）を開始する。

##### 事業計画

- (1) 対象地域 大里郡川本町大字本田の一部
- (2) 用途 工業用地
- (3) 事業年度 昭和61年度～平成2年度
- (4) 施行面積 490,000㎡
- (5) 分譲予定面積 317,300㎡
- (6) 分譲計画 平成2年度開始
- (7) 総事業費 111億6,100万円
- (8) 平成2年度計画 整地、道路築造、水路築造、公園整備、調整池築造、分譲事務等。

#### ・羽生工業団地造成事業

県の施策による産業の振興と既成市街地における住工混在の解消を促進して地域の調和ある発展を図ることを目的とする。

平成2年度に整備を概成し、年度内に分譲を開始する。

##### 事業概要

- (1) 対象地域 羽生市大字小松、砂山及び中岩瀬の各一部
- (2) 用途 工業用地
- (3) 事業年度 昭和61年度～平成2年度
- (4) 施行面積 381,000㎡
- (5) 分譲予定面積 257,300㎡
- (6) 分譲計画 平成2年度
- (7) 総事業費 90億4,300万円
- (8) 平成2年度計画 整地、道路築造、公園整備、分譲事務等

#### ・嵐山工業団地造成事業

この工業団地は、県の施策である産業の振興と雇用機会の拡大を促進、地域の活性化を図ることを目的とする。

現在、用地完了、工事は約50%の進捗である。

##### 事業概要

- (1) 対象地域 比企郡嵐山町大字勝田及び吉田の各一部
- (2) 用途 工業用地

- (3) 事業年度 昭和62年度～平成5年度
- (4) 施行面積 1,051,000㎡
- (5) 分譲予定面積 650,000㎡
- (6) 分譲計画 平成4年度開始予定
- (7) 総事業費 210億1,000万円。
- (8) 平成2年度計画、整地、調整地築造等

・吉川・松伏工業団地造成事業

地域の産業の振興と既成市街地における住工混在の解消を促進して、地域の調和ある発展を図ることを目的とする。

現況は、用地80%、調査、設計を推進。

事業概要

- (1) 対象地域 北葛飾郡吉川町大字上内川、拾壹軒及び松伏町大字田島の各一部。
- (2) 用途 工業用地
- (3) 事業年度 昭和63年度～平成5年度
- (4) 施行面積 369,600㎡
- (5) 分譲予定面積 242,400㎡
- (6) 分譲計画 平成4年度開始予定
- (7) 総事業費 178億9,700万円
- (8) 平成2年度計画 給水管布設、取付道路築造、盛土、用水路改修等。

・幸手第2工業団地造成事業

地域の産業の振興と就業機会の確保及び市街地における住工混在を解消、地域の調和ある発展を図ることを目的とする。

現況は、用地取得ほぼ100%完了、目下調査、設計の段階。

事業概要

- (1) 対象地域 幸手市大字上宇和田及び木立の各一部
- (2) 用途 工業用地
- (3) 事業年度 昭和63年度～平成4年度
- (4) 施行面積 229,600㎡
- (5) 分譲予定面積 148,483㎡
- (6) 分譲計画 平成4年度開始予定
- (7) 総事業費 74億8,300万円
- (8) 平成2年度計画 給水管布設、盛土、調

整地築造、橋梁下部工事等。

・秩父工業団地造成事業

この工業団地は、県の施策であるテクノグリーン構想に基づき、秩父地域の産業の振興と雇用機会の拡大を進め、地域の活性化を図り県土の均衡ある発展に資することを目的とする。

現況は、用地約80%の進捗、諸調査作業を実施中。

事業概要

- (1) 対象地域 秩父市大字太田、伊古田及び秩父郡吉田町大字下吉田の各一部。
- (2) 用途 工業用地
- (3) 事業年度 平成元年度～平成6年度
- (4) 施行面積 667,000㎡
- (5) 分譲予定面積 378,000㎡
- (6) 分譲計画 平成5～6年度開始予定
- (7) 総事業費 173億2,500万円
- (8) 平成2年度計画 用地取得、環境影響評価、実施設計、文化財試掘、取付道路築造。

・本庄今井工業団地造成事業

この工業団地は、県の施策であるテクノグリーン構想に基づき、児玉地域の産業の振興と雇用機会の拡大を進め、地域の活性化を図り、県土の均衡ある発展に資することを目的とする。

現況は、平成3年を目途にアセスメントを推進するとともに用地取得の促進を図る。

事業概要

- (1) 対象地域 本庄市大字今井の一部
- (2) 用途 工業用地
- (3) 事業年度 平成2年度～平成7年度
- (4) 施行面積 451,100㎡
- (5) 分譲予定面積 277,400㎡
- (6) 分譲計画 平成7年度予定
- (7) 総事業費 148億8,700万円
- (8) 平成2年度計画 用地取得

・加須下高柳工業団地造成事業

県の施策であるテクノグリーン構想に基づき、

利根地域の産業振興と雇用機会の拡大を進め、地域の活性化と県土の均衡ある発展に資することを目的とする。

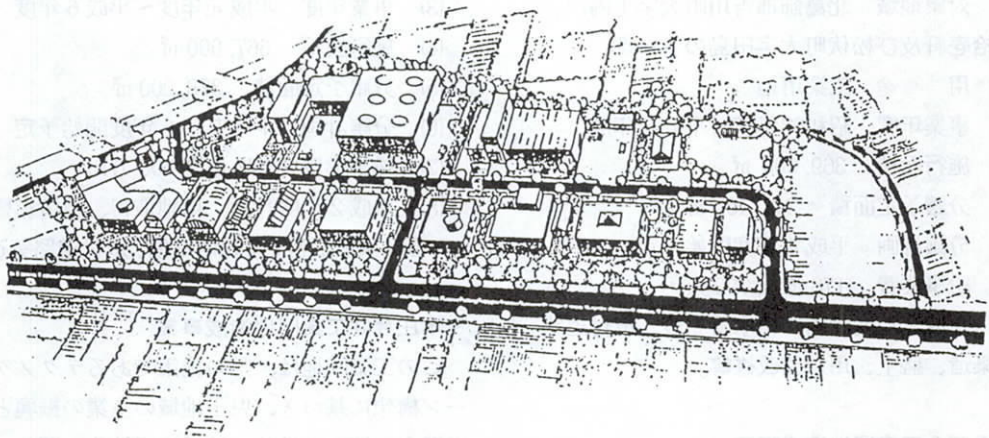
現況は、平成3年をメドにアセスメントを推進するとともに、用地買収を進める。

#### 事業概要

- (1) 対象地域 加須市大字下高柳、花崎及び久下の各一部

- (2) 用途 工業用地  
(3) 事業年度 平成2年度～平成7年度  
(4) 施行面積 520,000 m<sup>2</sup>  
(5) 分譲予定面積 338,000 m<sup>2</sup>  
(6) 分譲計画 平成7年度予定  
(7) 総事業費 200億3,400万円  
(8) 平成2年度計画 用地取得

### ミニ工業団地整備事業の概況



都市化の進展に伴う住工混在地域の解消を第一義に、市街地再開発と良好な工業環境を形成するという2面から推進されるもので、本県では現在、昭和58年4月施行の「ミニ工業団地整備促進要領」に基づいて、市町村（一部事務組合、市町村が出資又は出えんしている法人・公社）が計画策定し、県の指導、助成により実施することになっている。

本県においては、昭和55年度から平成元年度までの10年間に延べ48市町村が計画策定を行っている。そのうち完成団地は芳野台工業団地など18組合、17団地である。

現在整備中のものは、入間工業協同組合など4組合、3団地である（明細は下記参照）。

その他の市町村の計画は、今後推進されるものであるが、問題は第一に用地の確保、次は立地（移転）工場の理解と協力である。

#### ミニ工業団地基本計画策定状況

- ・昭和55年度  
川越、川口、所沢、春日部、上尾、草加、越谷、蕨、和光、鷺宮の10市町。
- ・昭和56年度  
飯能、新座、上福岡、伊奈の4市町。
- ・昭和57年度  
熊谷、浦和、狭山、戸田、入間、八潮、蓮田、北本、川島、川本の10市町。
- ・昭和58年度



大宮、富士見、越生、吉川の4市町。

- ・昭和59年度  
与野、桶川、坂戸、大井、吉見、松伏の6市町。
- ・昭和60年度  
三郷、上尾（第2次）、栗橋、庄和の4市町。
- ・昭和61年度  
川口（第2次）、妻沼、吹上の3市町。
- ・昭和62年度  
加須、皆野、宮代の3市町。
- ・昭和63年度  
本庄、鴻巣の2市。
- ・平成元年度  
鶴ヶ島、日高の2町。

#### 完成工業団地

（カッコ内は団地組合設立年月日）

- 川越市・芳野台工業団地（55年10月）
- 川口市・川口緑町集団工場団地（56年9月）
- 草加市・草加市工業団地（54年5月）
- 蕨市・蕨工業団地（58年8月）
- 和光市・和光市工業団地（51年7月）
- 鷲宮町・鷲宮工業団地（56年10月）
- 春日部市・春日部市集団工場団地（58年5月）
- 越谷市・越谷市工業団地（47年10月）
- 戸田市・戸田市工業団地（59年4月）
- 上尾市・上尾ミニ工業団地（60年6月）
- 坂戸市・千代田工業団地（60年3月）
- 浦和市・浦和工業団地（61年5月）
- 富士見市・富士見市竹ノ内工業団地（61年5月）
- 飯能市・飯能木材団地（62年3月）
- 大井町・大井町工場団地（61年3月）
- 上福岡市・上福岡市第一工業団地（60年1月）、上福岡工業団地（59年12月）

#### 現在施工中の団地

- 入間市・入間工業団地（入間市大字新光）
- 入間市・新光及び西部工業団地（入間市大字南峯字中桂）
- 越谷市（第2次）・越谷市工業団地（越谷市大字平方、船渡）



# 賃金管理と賃金台帳記載の留意点

## 正しい知識を持つことが先決

労働力不足は、全産業共通の問題でその対策が今日的課題となっている。近年労働構造の変化は、建設業に最も大きなインパクトとなって現われ、いわゆる3K業種の代表とも目され、構造改善の急務が行政面からも強力な指導を受けている。建設業は長い因習の下につちかわれてきた業種であるだけに、一口に構造改善といっても入口さえも掴めないのが現状であるが、構造改善こそは優良な若年建設従業員を確保するための土俵づくりともいわれている。中でも賃金は雇用（労働）条件の柱であり、賃金を的確に正しく管理することが雇用改善に繋がる途である。労働力不足がもたらす雇用（賃金）環境は極めて厳しく、特に公共事業労務単価（三省協定）と、いわゆる実勢単価との開きが問題視され、調査方法の改善見直し論が強まっている。これについて調査当局者は、「賃金台帳は三省協定による調査のために作成を願っているものでなく、本来労働基準法に基づいて整備が義務づけられているものである」と反発の見解を示し、的確な記載を求めている。そこで今回同調査の基である賃金台帳作成上の留意点を中心に問題点を探ってみることにした。（W）

## 賃金管理（賃金台帳作成）上留意すべき事項

### 1. 就労状況の掌握

(1) 賃金台帳記載の労働日数が、実労働日数をこえている。時には計算期間の暦日数をこえていることもある。

※ 歩付けの総計の労働日換算、または出来高給の定額給換算等によるものと思われる。

(2) 実労働時間が賃金台帳に反映されていない。

※ 「1日〇〇円」の考え方で労使とも労働時間の概念がない場合、或いは約束した1日の保障額や1カ月の時間外保障を調整するため、架空の時間外労働時間を計上する。また出来高給の場合、請負の概念で時間外労働をネグレクトすることもある。

労働時間、歩掛り、原価管理と直接関連し、また労働時間短縮の社会動向に対応するためにも確実に把握する。

### 2. 基本給

(1) 基本給が必ずしも適正に定められていない。

※ 建設労働の流動性、募集・採用の困難性等に起因して能力を基本給に反映させることが難しい。またこれらの要因から一般的に基本給を低く押さえる傾向があり、そのカバーが歩付けや架空時間外となる。

基本給は、賃金の基礎でありまた個人の能力評価でもあるので、公正に決定する。

(2) 基本給が日によって違う。

※ 時間外等の割増給を基本給に加えたり、出来高給の賃金を基本給欄に記載しているものと考えられる。また多能工化によって、工種によって基本給が変わる場合もあるが、基本給は属人的なものとして把え、上級の作業を行う場合は手当てを支給する事が望ましい。

### 3. 諸手当

(1) 手当的な性格のものを歩付けで処理する考え方がある。

※ 時間外労働や特殊な作業、或いは急を要する作業に対して歩付けで対応しているこ

とがあるが、歩付け、歩増しで対応している限り正しい賃金台帳は作成できない。

(2) 手当の性格が曖昧で恣意的に処理されている。

※ 就業規則若しくはそれに付属する規定等によって、手当の名称や支給基準が明確にされておらず、したがって基準内であるか、基準外の手当であるか曖昧である。ルール化されていないため、手当やその内容がしばしば変更され一貫性がなく労働者の不信を招く。

賃金体系は出来るだけ簡素である事が望ましいが、手当を支給する場合は、規定等で明確にする。

(3) 時間外、深夜、休日の割増手当が法定通り支払われていない。

※ 時間外等の割増給を全く支払わないのは論外としても、交替制の場合の深夜労働や振替休日の措置をとらない休日労働に対して割増給が支払われていない場合がある。

また割増給を計算する際、当然計算対象としなくてはならない諸手当を除外し、基本給のみを対象としている場合がある。

#### 4. 出来高給

(1) 出来高給を定額給に置き換えている。

※ 出来高給の計算が面倒だとして、定額給に置き換え諸手当（例えば能率手当）で調整している場合があるが、手当の性格が曖昧になり、所定労働時間（8時間）に対する賃金も不明確になるので、出来高給として正しく計算処理しなければならない。

(2) 時間外等の労働に対して割増給が支払われていない。

※ 出来高給即ち請負という考え方から時間外、深夜、休日等の労働に対する割増給が支払われていない場合がある。出来高給であっても、労働の対価として支払われる賃金である以上、時間外等の割増給は支払わなければならないが、実労働時間に対する

賃金は出来高給に含まれているので、時間外や休日手当は割増分（出来高÷実労働時間×0.25）のみを計上すればよい。

また割増給を支払っていても、出来高から逆算して割増給を計算することは望ましくない。

(3) 出来高給の労務費管理の方法

※ 出来高給の賃金管理に種々問題があるのは、請負の観念を払拭できないことと、単価設定の段階で予算上時間外労働等を加味していないためと思われる。

単価設定に際しては、工程・標準作業等を充分検討した上、割増給を予算化しておくことが必要である。

(4) 団体出来高給の処理、配分が適切でない。

※ 団体出来高給を外注費として一括してリーダーに支払ったり、計算根拠が不明確なまま配分するとトラブルの原因となる。

出来高給であっても、個人の基本給を定め配分の計算根拠とすることなども必要である。

(5) 募集費、工具代等が出来高給に含まれている。

※ 募集費、器具・工具代、損料等は労働の対価ではない。定額給の場合でも募集費がリーダーの賃金に入っている場合があるが、専門技能職としての一定の工具を除き、賃金とは別に支払わなければならない。

実態が請負ならば、明確な請負契約を締結すべきである。

#### 5. 賞与等臨時に支払われる賃金

賞与等臨時に支払われる賃金が、賃金として処理されていない。

※ 年末の餅代等、賞与が比較的少額である場合、また報奨金等の臨時に支払われる賃金は、恩恵的給付の意識から賃金としての認識が低い。

したがってこれらは、会計処理のみならず賃金管理上も明らかにし、賃金台帳を作

成しなければならない。

## 6. 実物給与

通勤定期代や食費補助等の実物給与が賃金として認識されていない。

※ 実物給与は原則としては認められていない

が、食費補助或いは社宅供与等が現に行なわれており、一定の要件により賃金となる。賃金となる部分については、経費にはならないので、賃金として適切に処理する必要がある。

## 公共事業労務費調査への対応

### 1. 正しい職種の選択

調査対象職種は50職種であるが、その職種名は通常使われている職種と必ずしも合致しない。調査時点で職種の説明をよく読んで、次の点に留意し、作業の実態により正しい職種を選択する。

(イ) ほとんどの職種は、「相当程度の技能を有し……主体的業務を行うもの」となっているので、その職種における一人前の技能を有し、その業務に精通していて、責任をもって作業できる人を記入する。

(ロ) 「相当程度の技能」を持っていない人は、呼称の如何にかかわらず「普通作業員」として扱う。

(ハ) 雑役等は簡易な補助作業を行うものであるから、「軽作業員」として扱う。

(ニ) 各種「世話役」については、「相当程度の技術（技能）を有し、もっぱら指導的業務を行うもの」とされているので、自ら作業を行う世話役・職長等は、「相当程度の技能を有するもの」として、それぞれの技能職種を適用する。

(ホ) 2以上の職種に該当する作業を行っている場合は、調査対象期間中に主に従事した作業に基づいて選択する。

(ヘ) 技術社員、見習い、アルバイト、事務員、炊事人等は、調査対象となっていない。

### 2. 諸手当の基準内、基準外を明確にする

諸手当が基準内手当であるか否かは、割増給の計算根拠ともなり、また、8時間当たり

の賃金の算定にも影響するので、「賃金管理の手引」を参照し、的確に処理しなければならない。

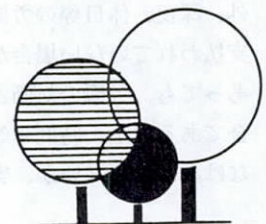
また、調査に対応する時だけでなく、規定等により一貫して処理されていることが必要である。

### 3. 出来高給の賃金管理を的確に行う

職種によっては、出来高給が相当広範に採用され、一般的に定額給より賃金が高いが、労働時間が正しく記入されていなかったり、団体出来高給の場合、配分等が適切に処理されていない等のため、調査標本から除外されることがある。

### 4. 賞与等を正確に記入する

名称の如何にかかわらず、3カ月を超える期間毎に支払ったものは、その期間に対応する就労日数とともに、正確に把握し記入しなければならない。名称が賞与でない、或いは、額が小額だからというようなことで記入洩れないように注意する。いずれにしても、調査対象期間だけの賃金台帳を記入しようとしても、決して的確に作成できません。賃金に関する規定等を整備し、常日頃から着実に賃金管理を行うことが必要である。



## 落葉が似合う街づくり



飯能市長 小山 誠 三

台風が本州を足早に縦断し、朝の肌寒さがめっきり秋を感じられる頃となり、市長就任以来のこの1年間を感慨深く思い起こしております。

我が街飯能市は、東に武蔵野、西に奥武蔵と平野と山の接点にあたり、四季折々の野と山のすばらしい自然の変化を味わえる街であります。昔から詩人千家元麿、蔵原伸二郎、小説家打木村治等の人々が暮らし、そして最近では画家、陶芸家といった人々も住み着き、この街の風俗、習慣などと溶け合う中で小さいながらも一つの落ち着いた風土を育て上げてきました。

しかし、この数年間、変化の地響きは着実に大きくなり、この街を揺るがしつつあります。それは、飯能市が都心から50km、西武池袋線で1時間もすれば都心の丸ノ内や新宿、池袋に立つことができ、周辺に平成7年に開通する首都圏中央連絡道のインターに接するという地の利に恵まれているからだと思えます。事実、宅地開発は、山林や田畑を飲み込みつつあります。我が街の土地利用の問題は、重大かつ困難な問題、しかし、解決しなくてはならない問題として我々の前に立ちはだかっております。この4月、現在の飯能市を取り巻く様々な問題に的確に対応するため、機構改革を行い、都市整備、開発指導部門の強化を図りました。

21世紀を目前にしたこの時期、私は、首都圏の中で、また、埼玉県の中で飯能市がどのように発展していったら良いのか幅広い視点から考える必要があると痛感しております。我が街を流れる入間川、高麗川の清流やこれを取り巻く野鳥の飛び交う緑の環境は「飯能らしさ」として守り育てていき、同時に地域の拠点都市としての機能性も充分発揮し得る街、市民の皆さんが満足し、誇りを持って生活をおくることので

きる街……そんなまちづくりができたらと考えております。

さて、これからそのようなまちづくりの基本となります、わが飯能市の都市基盤の整備状況についてご紹介致します。

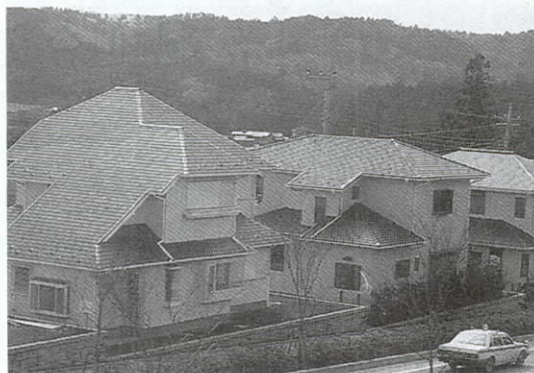
市街地の南西部の久下、北部の中山、東部の双柳の各土地区画整理事業(67.5ha)については終了しており、現在は、双柳土地区画整理の南側、市街地の東南部にあたる笠縫土地区画整理事業(76.6ha)は、昭和63年事業認可をとり、平成9年完成目標に進行中であります。また、併せて双柳南部(74.3ha)、岩沢南・北(98.9ha)の土地区画整理事業にも着手していきたいと思っております。これらの土地区画整理事業の完成により、東飯能駅の東側から入間市境までの市街地の東南の地域での都市基盤整備が終了致します。

一方、市街地の南側には、住宅・都市整備公団による「ビッグヒルズ美杉台」(104.7ha)の分譲入居が昭和63年から始まっております。1区画平均230㎡で、緑豊かな自然を生かした住環境や先端産業の研究施設を含み込んだ職住接近の新しい型をもった住宅地となっております。この団地から更に西側の、入間川を見下ろす丘陵には、やはり住宅・都市整備公団による198.1haの住宅地を造成するために都市計画決定されております。

また、市街地の西北には民間による、1区画平均200㎡といった飯能日高団地(110.5ha)が分譲中であります。このように、現在計画、実行されております宅地開発は、住む方々に従来の飯能市の緑の環境を感じさせるよう配慮されたものとなっております。

さて、このような開発に刺激されてでしょう

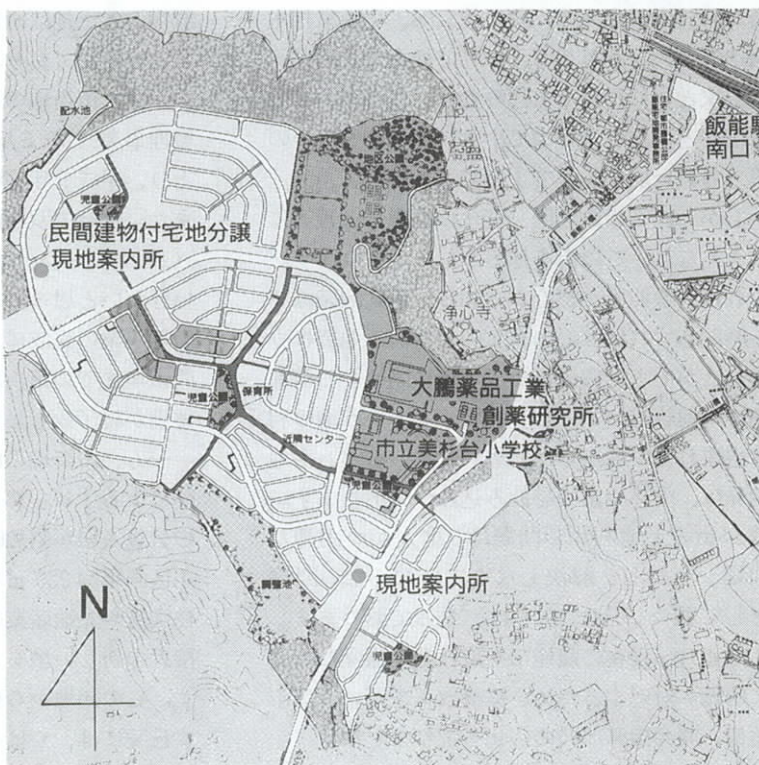
か、最近国道 299 号沿いや飯能駅南口側に大規模店舗の進出が目立ち、これに対抗し、従来からの市街地の再開発の問題が生じております。丸広百貨店を中心に小規模店舗が集まり形成していた飯能駅北口側の商業地域を本市の玄関口にふさわしい快適で魅力のある中心市街地に変身させるための再開発事業です。現在「飯能駅北口イメージプラン21」と銘打った市側のプランを市民の皆さんへのたたき台として提示したところです。このプランは、市街地を東飯能駅から入間川までの東西の「都市コミュニティ軸」と飯能駅から宮沢湖への南北の「都市シンボル



新興住宅地 ▲

▼ 飯能北口イメージプラン

軸」を中心で十字に交差させ、飯能駅のある南西部分 8.5 ha を再開発しようとするものです。地区内を交通情報サービスゾーン、観光文化ゾーン、余暇交流ゾーン、路線型近隣商業ゾーン、沿道商業業務ゾーン、住居複合ゾーンに区分し、高次の都市機能を導入したり、中心市街地からの夜間人口流出防止のため都市型住宅の整備を行う計画です。将来の市民の高度な、多様な、高級化した需要に充分対応できる地域になればと思っておりますし、駅を降り立ただけで「飯能らしさ」が演出される要素も加えたいと思っております。



これらの動きに加え、最近では、建設省や県、都そして隣の青梅市と一緒に圏央道による地域の活性化や首都圏内での地域の役割や開発、都市整備のあり方など都県境をまたいだ新しいまちづくりの方向を検討する「飯能、青梅丘陵地域都市整備基本構想調査」も着手されようとしております。

台風の過ぎ去った秋空の下で、終日、遠い飯

能の歴史から現在の動きゆく街の姿、いつの日か近代的な都市飯能のまちなかで足元に落葉が舞う道を歩いている自分の姿に思いを巡らし、そんな落葉の似合う街づくりができたらと思っていると、もう窓の外は、オレンジ色の夕焼けに包まれていました。

## 21世紀へのまちづくりは 住民総参加で



庄和町町長 神谷 尚

### まちづくりのイメージは全町土公園化

庄和町では、“うるおいと活力のあるふるさと庄和”をめざし“全町土公園化構想”を基本にしたまちづくりを進めています。

“全町土公園化”とは、21世紀に向けた庄和町の都市整備のイメージと同時に理念となるものです。花や緑にあふれたやすらぎを感じさせるまちというだけでなく、加えて道路、下水、医療、文化施設なども整備されているまちをイメージしています。したがって、今あるいいものを残しながら都市の機能性をも追求していくもので、これまで町の発展を阻害してきたといわれる江戸川、中川、湿田、斜面地、小道、小川等を貴重な資源とみてまちづくりに生かした都市整備を進めようとするものです。

これまで、公園、河川はもとより、道路、役場新庁舎、小・中学校等の公共施設についても全町土公園化の視点でデザインしてきました。また、住宅についてもH O P E計画を定め、地域の景観に調和したデザインで、全町土公園化に相応しい住宅建設の促進に努めています。そのほか、フラワーボックスを外に置き通行人の目を楽しませるなど、地域を美しくしていくことも全町土公園化につながるもので、最近、数多く見受けられるようになりました。

### まちづくりの手法は住民総参加行政

庄和町では、これまで“住民参加行政”によるまちづくりを積極的に展開してきました。

まちづくりの主役は住民であるとの認識のもとに、住民参加に必要な情報を提供し、併せて



区・自治会単位に開催される予算広聴集会等によって住民の期待や意識の動向を適確に把握してきました。また、政策立案過程での参加、施設づくり等事業実施過程での参加、施設・運営管理での参加等、住民のまちづくりへの関心と住民自治意識の高揚にも努めてきました。

さらに数年前から住民参加行政をより徹底させるため、区・自治会に着目した住民総参加行政を進めています。わざわざ役場に出かけて行かなくても区・自治会の活動に参加すれば、それがまちづくりへの参加になるというのが庄和町の住民総参加のシステムです。

現在、住民が何をやったらよいか良くわかるように、区・自治会ごとに地区整備計画の基本となる地区診断カルテの作成に取り組もうとしています。この計画づくりが軌道に乗り、システムがうまく機能すれば、住民と行政が共通の認識を持って、パートナーシップで一緒にまちづくりに取り組むことができるものと確信しています。

## 道路整備も住民総参加で

これまで、道路整備は、ややもすると声の大きい人、有力者といわれる人、政治家など一部の住民の意向によって行われてきました。また、全ての道路について行政側が計画をつくり、関係する住民には事業実施の段階でその計画が知らされてきました。このため、道路整備はいつも説明得型となり、関係者の協力を得るのが難しく、その整備は遅れがちでした。

庄和町でも都市基盤の整備が遅れており、とりわけ道路整備は大きく遅れをとっていました。この遅れを取り戻すためには、効率的で民主的な“住民参加方式による道路整備システム”の確立が課題となっていました。

そこで、昭和61年6月にプロジェクトチームを組織し、『生活道路のことを一番良く知っているのは、それぞれの地域の住民。その中でも、子供やお母さんたち。』という発想で道路整備の研究を始めることにしました。9月には住民参加の視点で22世帯に1件の割合でアンケート

調査を実施し、良く利用する道路、危険に感じる道路など図面に記入してもらいました。

こうして昭和62年3月にまとまった道路整備計画では、幹線道路と主要サービスについては4ランクの整備優先順位をつけました。一方、生活道路については区・自治会が計画策定の主体となり、行政の支援を受けて、整備の対象道路をはじめ、幅員や整備の優先順位も決めることにしました。また、この計画は従来の土地所有者と行政という対立関係を、土地所有者、区・自治会、行政が一緒になって道路問題を考え、計画し、整備を進めていくという“住民と行政の協働関係”に変革していく、まちづくりの戦略性を持っています。

生活道路の計画は区・自治会ごとにつくられる地区整備計画の一部となるものですが、すでに50の区・自治会のうち7区で策定されており、スムーズな道路整備が進められています。このように庄和町では道路整備の分野でも住民と行政の協働関係の確立が図られようとしています。





# 事業報告



## (1) 陳 情

9月3日、正・副会長ら一行は県庁知事応接室において畑知事に面接し、下記事項を陳情、その実現方を要望した。

### 建設業構造改善事務を専門に所掌する 県行政組織の充実強化について

本県建設産業の振興並びに業界の指導、育成につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設産業は、公共施設の整備をはじめ、あらゆる社会基盤の整備を担い、また、それらの事業を通じて地域経済の活性化に大きな役割を果し、しかも、この業界で生計を維持する従事者数は、全就労人口の約1割を占める基幹産業となっています。

しかし、この産業が受注生産という特殊性と、一部の大手企業を除いては、いずれも企業規模が零細であること等から、その生産性は依然として低く、そのために経営の近代化や雇用問題の改善も容易でないのみか、近年若年就業者の確保さえ困難な状況に立ち至っています。

このように、建設産業の重要性にも拘らず総合的な構造上の立ち遅れから、建設省においてはさきに中央建設業審議会の第3次答申に基づき、今後関係機関との連携のもとに、重点的かつ計画的な構造改善を推進するための指標として「構造改善推進プログラム」を策定し、この実施について、既に県御当局をはじめ業界団体に対しても、積極的な取組みがなされるよう要請されているところです。

勿論、この構造改善推進プログラムに盛り込まれた総合工事業と専門工事業等からなる合理的な

分業関係の形成や、企業基盤の強化、活性化等は、業界自身の努力が基本であります。しかし、この目標達成は、行政側の手厚い御指導と御支援がなければ、望むべくもありません。

この構造改善推進事業を積極的に押し進めるものとして、既に一部の他府県におきましては、この事務を専門に担当する組織ないし職制の設置がなされていると仄聞しています。

当連合会は、この構造改善問題が俎上にのぼる以前の去る昭和54年6月16日、県御当局に建設産業の指導、育成を所掌する組織の充実について陳情申し上げ、また、県議会御当局に対しても、同日付け同趣旨の請願を申し上げ（昭和54年9月定例会で採択）るとともに、さらに同59年3月5日、県御当局に重ねて同趣旨の陳情を申し上げました。

一方、県御当局におかれては、これらの要望に深い御理解を示され、建設管理課の設置をはじめ、逐年担当職員の増員等が図られ今日に至っています。しかし、実施が迫られる構造改善事業を着実に、しかも効果的に推進するためには、現状の組織体制では必ずしも十分とは言い難く、より充実した県行政組織が望まれます。

つきましては、各般にわたって県行政需要が増高のときではありますが、この建設業構造改善の必要性、重要性に深い御理解を賜り、可能な限り早急に、構造改善事業の推進事務を専門的に所掌する「課」又は「室」の設置等、県行政組織の一層の充実強化について、篤と御配慮がいただけますよう、ここに会員団体の総意により強く要望申し上げます。

## (2) 建設工事現場環境 点検調査の結果について

当連合会の経営合理化委員会は、平成元年度末から同2年度第1・四半期にかけて、(財)建設業振興基金の助成と(社)埼玉県建設業協会の側面的な協力を仰ぎながら、“建設工事現場環境点検調査”を実施した。この調査結果については、別途報告書として小冊子にまとめられているので、詳細はそれに譲るが、ここではその概要の一部を掲げることとしたい。さて、この調査のねらいは、建設産業のイメージアップを図るためにはいま何を優先的に行うべきかに視

点を当て、このうち特に建設業の顔、あるいはショー・ウィンドウといわれる建設工事現場の環境、なにかずく、地方業者が請負った現場にあっては果してどのような態様にあるのかを明らかにし、また、この機会をとらえて、当該現場の工事責任者及びそこで働く従業員の認識を探り、さらに県内中堅クラス以上の総合工事業を営む建設業者から、建設産業のイメージアップのためにはいま何をなすべきかの考え方、環境改善に対する認識等を、アンケート方式により聞いたものである。なお、点検調査及びアンケート調査のサンプル数は、下表のとおりである。

調査の種類		依頼数	回答数	回答率	摘要
建設工事現場環境点検調査	Aクラス以上の総合工事業を対象	28	20	71.4%	県内本社で資本金5千万円以上
	工事現場責任者を対象	28	20	71.4	
	工事現場従業員を対象	280	148	52.9	下請を含む多職種に依頼
建設工事現場の環境改善に関する調査	Bクラス以上の総合工事業を対象	301	200	66.4	県内本社で資本金1千万円以上
計		637	388	60.9	

### 1. 点検調査の対象となった工事現場の環境態様

対象とした工事現場は、総合工事業を営む県内Aクラスの28社に予め自主的選択を委ねたが、このうち選ばれた20箇所についてそれぞれ自己点検を求めた後、改めて当連合会が現場に臨んで検証する方法をとった。対象となった工事現場20箇所の内訳は公共工事6、民間工事14で、工種によって分けると土木5、建築15である。

建設工事現場は兎角閉鎖的であるとの評があり、i i戦略においても建設業の正しい理解や評価を受けるためには、進んで工事現場

は開放すべきであるとされているが、点検調査の対象現場のうち、土木工事を除いてはいずれもその現場周囲は鉄板による仮囲いによって閉され、また、上部工においても足場の外周は一様に防護ネットで覆われ、一般人が容易に中の環境を見られる状況にはない。しかし、アンケートによる認識調査を含めて総合的に判断すると、現場周囲にめぐらした仮囲いや部外者立入禁止の措置も、単純に閉鎖的という概念でとらえられるべき次元のものではなく、施工の急がれる現場にあっては安全第一こそが何物にも優先する策であり、今後現場開放の手法とともに建設業の正しい理

解や魅力をアピールするためには、一層のキメ細かな戦略の指導と展開が必要ではないかと思われる。

また、建築工場の現場はいずれも既成市街地内の中・高層共同住宅の新築であって、敷地自体が概して狭隘であることから、従業員のための福利厚生施設は必要最少限に止まっており、今後若年者の就職意欲をかきたて、また、一般市民からも高い評価を受けるためには、なお多くの工夫が望まれる。

## 2. 建設業者の建設産業を魅力あるものにするための考え方、環境改善への認識

この調査は、県内中堅クラス以上の総合工事業を営む土木123社、建築77社の計200社を対象に、まず、建設産業を魅力あるものにするためには、どのようなことを優先的に行うべきかについて、24の選択肢の中から回答を求めた結果、それぞれの第1順位は図-1のとおりであって、土木の業者にとっては平準化による業務繁閑の解消だけで過半を占め、また、建築の業者にとっては平準化と賃金アップを合せて過半を占めているが、両者とも

業者自らが賃金アップや労働条件の改善に、高いウエイトで関心を抱いていることが注目される。なお、この調査における関連設問の回答や自由記述による意見等を総合的に勘案すると、工事の平準化こそが、雇用の安定、労働条件の改善等の問題解決の鍵であり、また、その出発点であるとの認識が極めて強いように解される。

次に、建設業者自身の環境改善に要する費用負担のあり方について、4つの選択肢の中から該当すると思われるもの1つの回答を求めた結果は図-2のとおりで、土木の業者にとっては発注者側が負担すべきであるとする回答が圧倒的に多く、一方、建築の業者にとっては積算を明確にして発注者、受注者の双方が応分の負担をすべきであるとする回答が多い。このことは、環境改善が自らに影響する重要な問題であるとの認識はあるものの、利益率が極度に低下している現状においては、発注者側にその負担を期待する意識が極めて強いことがうかがえる。

図-1 (単位：%)

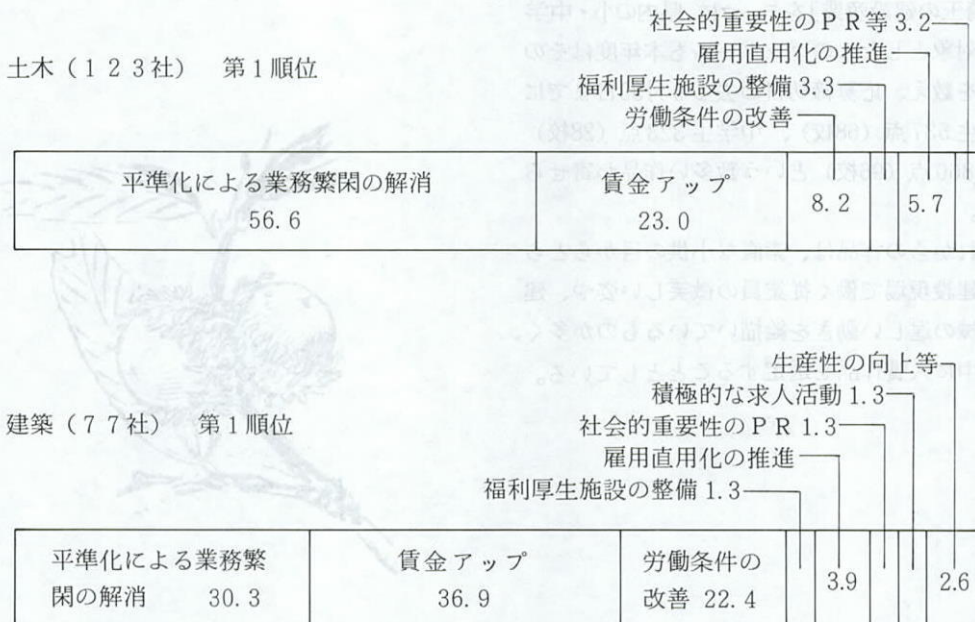
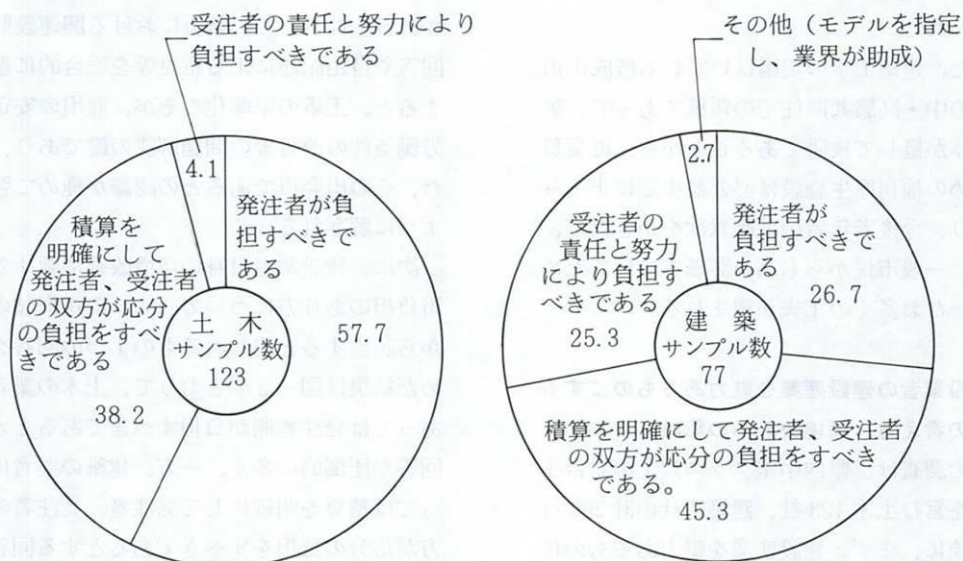


図-2 (単位：%)



### (3) 「埼玉の建設産業」 ポスター・絵画コンクールの実施

「埼玉の建設産業」をテーマに、県内の小・中学生を対象としたこのコンクールも本年度はその12回を数え、応募締切日の去る9月30日までに小学生537点(68校)、中学生323点(28校)の計860点(96校)という数多い作品が寄せられた。

これからの作品は、素直な小供の目からとらえた建設現場で働く従業員の微笑ましい姿や、建設機械の逞しい動きを絵描いているものも多く、10月中に入賞作品を選定することとしている。



# 理事会・委員会報告

## 理 事 会



7月10日、建産連会館1階特別会議室で理事会を開催。①会員の入会、②委員会構成、③当面の事業を主な議題に報告等を加え協議した。

冒頭、会長挨拶に続いて、新任理事の紹介を行って議事を進めた。

会員の入会については、予め入会申込みの「埼玉県設備設計協会」（金子正喜会長）の入会承認を求めたもの。事務局より同協会の設立経過等の説明を受け、全員入会を承認。

次の各種委員会構成については、各会員団体から推薦者をもって作成した各委員会構成員一覧表を提示、その承認を求めたもので、原案のとおり承認のあと、早期に各正・副委員長の選任することを了承した。

次の当面の事業については、①「建設業構造改善事務を所掌する県行政組織の充実強化に関する陳情」で、事務局より趣旨説明を受け、原案のとおり実施することを了承。②「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの実施に伴う募集について説明を聴取、例年どおり作業を進めることを了承。

なお、報告並びに連絡事項として、①建設省主唱、(財)建設業振興基金助成事業「建設工事

現場環境点検調査」の実施状況報告、②会館周辺違法駐車等の規制、このことは構内及び借上駐車場の収容台数に限りがあるので、多数の来館が見込まれる集会等の催し時には予め車両による来館の規制方配慮を求めたもの。

## 広 報 委 員 会



8月20日、建産連会館1階特別会議室で広報委員会を開いて、建産連ニュース第45号発行の経過報告、同第46号の編集、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール実施を議題にした。

議事の前に新委員会構成による正・副委員長の互選を行い、委員長に小山正夫副会長（測量設計業協会々長）、副会長に高岡敏夫評議員（設計監理協会副会長）をいずれも再選した。

建産連ニュース第45号発行経過報告のあと第46号の編集について協議した。提示の編集目論みをもとに意見を交わしたが、特に異論はなく、原則的に提示案で作業を進めることを了承。なお、この46号から先の取り決めにより製本スタイルが縦形となることから、表題とともに装丁について意見を交したが、決め手となる案を得るに至らず、他に試作を依頼し、採択は次の委員会で行うことにした。

次のポスター・絵画コンクールについては、

例年どおり県内公立小・中学校生徒を対象に応募を受けることを了承し散会した。

9月18日、建産連会館1階特別会議室で広報委員会を開いて、建産連ニュース第46号から使用する表紙の構図について意見交換を行った。

表紙の構図として作成した3案を提示し検討を行った結果、3案のうち優れた部分を合成する、額絵として使用する写真はカラー写真とし、埼玉県を代表する名勝地、風景、天然記念物等からその都度選定することにした。

## 研修指導委員会



8月23日、建産連会館1階特別会議室で研修指導委員会を開催、平成2年度事業計画について協議した。

議事を前に新委員会構成の下で、正・副委員長の互選を行った。結果、委員長に滝沢豊副会長（宅建業協会々長）、副会長に小川清理事（建築士会々長）の就任を決めた。

平成2年度事業計画については、事務局よりこれまでの実績表を参考提示、これをもとに意見交換を行った。講演会を中心に数氏の候補の名が挙がった。また、事務局からも県職員を講師にした「テクノグリーン構想」、国土庁から講師を迎えての「埼玉の将来展望」などの講演会提案もあったが、結論を得ず具体化は次回に持ち越した。なお、委員長から施設見学会の実

施を計画に乗せたいとの提案があり、委員から2～3の候補が出たが、さらに検討し実施を前提に研究することにして散会。

## 経営合理化委員会



8月27日、建産連会館1階特別会議室で経営合理化委員会を開催、平成2年度事業計画について協議した。

議事の前に新委員会構成の下に正・副委員長の互選を行った。結果、委員長に島村治作副会長（建設業協会々長）、副委員長に松本孔志理事（造園業協会々長）の選任を決めた。また、先に当建産連が、（財）建設業振興基金の助成により実施した「建設工事現場環境点検調査」について事務局より調査の趣旨、調査内容等について説明を行った。委員から内容的に参考になることからこの調査結果を報告書として製本化し配布希望が出た。よって製本化を進め関係機関・団体に配布することにした。

平成2年度事業計画については、事務局提示のこれまでの実績表を参考に協議した結果、①元・下請関係合理化対策の一環として、会員中関係団体からの事前提案をもとに懇談会形式で相互交流を図る、②建設業協会、東日本建設業保証会社埼玉営業所との共催による経営講習会等は従来どおり実施する、③施設見学会の実施などを決め、いずれも日程等を決め実施に移すことを了承し散会。

## 労務資材委員会



8月24日、建産連会館1階特別会議室で労務資材委員会を開催、平成2年度事業計画について協議した。

議事の前に新委員会構成の下に、正・副委員長の互選を行った。結果、委員長に岡村喜一副会長（電業協会々長）、副委員長に永塚和也評議員（建設業協会常任理事）を選出した。

平成2年度事業計画については、これまでの実績表をもとに意見交換を行ったが、最近の人手不足殊に若者の業界への入職が激減している現状から雇用の確保が焦点となり、現状分析が話題になった。結果的に、①建産連主導の転職希望者を対象にした共同求人説明会の開催、②高校、専門学校在校生との対話集会の実施、③職長（現場主任）研修会の実施などの提案があった。いずれも実践段階に問題が考えられ今後の検討課題とした。

また、資材対策の面では、最近価格動向が懸念されることから、情報の収集策の検討を進めることを了承し散会した。

## 総務委員会



9月4日、建産連会館1階特別会議室で総務委員会を開催、平成2年度事業計画の策定を議題にした。

議事の前に新委員会構成の下で正・副委員長の互選を行った。結果、委員長に安藤晃副会長（建築住宅安全協会理事長）、副委員長に清水茂三理事（健康保険組合理事長）の再任を決めた。

平成2年度の事業計画では、この委員会が主に陳情活動を主軸にすることから陳情活動の在り方について意見交換があった。その結果、出来るだけ各団体の意向を尊重するという考えの下に、各団体より希望意見を含めた提案事項を文書にまとめ、10月15日限で事務局へ提示を求めることにした。

なお、各団体の提案内容を整理調整し、今後の陳情活動等に反映、随時実施に移すことを了承して散会した。



# 会員団体における 平成2年度事業計画 (続)

## (社) 埼玉県造園業協会

### 事業計画の概要

平成2年度は記念すべき「国際花と緑の博覧会」が開催され、本県からも「緑と清流、豊かな埼玉」スポットガーデン、川口市の「夢の庭」、鴻巣市の花卉、大宮の盆栽等出展し、本県造園業協会として意義深い年である。

本年度は、このような記念すべき年であり県の施策においても「緑と清流、豊かな埼玉」を主眼に、都市公園の整備及び管理等を始め、緑の創造、保全等に積極的な事業が見込まれている。

当協は、このような情勢の中で業界が更に連絡協調、情報の交換等団結を強化し次の事項を中心に諸問題に取り組む推進に努めることとした。

### ●事業計画

1. 造園工事業の近代化
2. 都市公園の整備、都市緑化普及事業
3. 造園事業の拡大、造園工事の一括発注
4. 造園技術及び資質の向上に関する事業
5. 情報収集及び調査研究
6. 国家試験に対する協力
7. 機関紙の発行
8. 厚生に関する事業
9. 表彰
10. 関係業界、関係団体との連携強化
11. 受託事業の実施

以上

## 埼玉県コンクリート製品協同組合

### 事業計画

(自平成2年6月1日  
至平成3年5月31日)

### 基本方針

当業界は内需拡大により引続き好調を持続するものと思われる。また日米構造協議の妥結により将来にわたり公共投資の拡大基調が期待される。しかしながら好況と目される反面、人件費、原材料費、運搬費等主要経費の高騰が予想され、昨年度より経営面で厳しさを増すものと考えられる。

当組合は組合員相互間の連絡、協調体制をより一層強固なるものにするため、組合事業の活性化を図り、各社の体質強化に寄与するよう、次の事業を推進する所存です。

- (イ) 共同受注販売
- (ロ) 分業化の推進
- (ハ) 新製品の開発

以上

## 埼玉県建設大工工事業協会

### 第14期事業計画

埼玉県建設大工工事業協会の社会的、経済的使命を認識し、会員相互の親睦を計ると共に、型枠工事業の近代化ビジョンの達成に研究・協力。

埼玉県唯一の同業者が話合える場として、次に計画した計画案を検討し、会員全員の協力にて実施します。

1. 七代会 毎月7日(土・日曜日の場合は前金曜、特殊な月はその前月に



検討し決定する)。

全会員出席(欠席の場合、代理人)で開催し、業務上の協定促進、情報交換、近代化構想、諸問題の討議を行なう。

2. 関係諸官庁、元請に対する請願及び要請を行なう。
3. 一、二級技能検定試験者の講習指導を行なう。

各種作業主任者、職長等の各免許資格の取得に援助を計る。

4. 技術の革新及び新資材の導入の調査研究を行ない、会員の発展に寄与する。

- (イ) 中小企業を中心とする経営基礎の研究
- (ロ) 経営成績向上の研究
- (ハ) 労働者の諸問題を検討
- (ニ) 責任施工体制の確立と技術分野の研究

5. 労災上乘保険、資材置場保険(第3者)は本年も続けて実施。

又、その他の保険についても検討する。

6. 毎月20~25日の間に「七日会」会報便りを送ります。

七日会で決まった事、協会外の事業、次回の「七日会」の議案等もお知らせします。

7. 新規会員の勧誘・募集。

## 埼玉県下水道施設維持管理協会

### 平成2年度事業計画の概要

7月3日、浦和市平安閣において、通常総会を開催して、下記の通り1990年度事業計画を決定した。

1. 各会員の優秀社員推せん調書について
2. 下水道会社に対する陳情について
  - (1) 週休2日制の対応について、契約にあたり配慮されたい。
  - (2) 労働不足、民間賃金などを考慮し、積算単価のアップに、配慮賜りたい。
  - (3) 3Kといわれる昨今、人材の確保について、特別の配慮賜りたい。

- (4) 社会保険料倍率分について、増額を考慮されたい。

なお、本年度の役員

会長 沢田 広

副会長 矢沢研二

事務局担当 沢田

以上

## 埼玉県内装仕上工事業協同組合

### 事業計画概要

平成2年8月28日大宮ソニックシティにおいて第13期通常総会を開催しました。

今期事業の柱は当業界でも最大の課題である若年技能士の育成及び確保の為に、より具体的に現場の労働条件や職場環境の改善に取り組み、又、技能士や現場管理者の質の向上を図る為の各種研修会を行なう。そして会員間はもとより、各上部団体とも協調と連携を強めて業界の構造改善を推進する。これ等の目的をふまえて、次の事業計画を定めた。

#### 重点事業計画

1. 若年技能士養成を目的とする教育研修会、技能向上訓練及び施工講習会の開催
2. 内装仕上施工(天井ボード仕上工事作業・鋼製下地工事作業)の技能検定の推進
3. 内装工事業における労働条件及び職場環境の改善の為の研究会
  - 若年者に敬遠されるキツイ現場作業の重労働から軽作業への改善を図るべくロボット化・機械化等の導入の為のメーカー賛助会員との共同研究
4. 施工管理及び品質管理の向上を図る為の営業幹部社員講習会開催
5. 隔週休2日制及び労働時間短縮の推進
6. 海外内装工事の視察研修旅行を行なう
7. 関係機関、団体との協調、連携強化
8. 情報の収集、伝達及び広報活動の推進

# 告知板

## 平成2年度 県9月補正予算の概要

県の9月補正予算は、一般会計458億6,742万3千円で、年度累計では1兆2,584億4,942万3千円となった。

内容は、道路、街路、河川等の生活基盤整備のために県単独事業に83億1,474万5千円、公共事業（国庫補助事業対応）に25億663万2千円の合計108億2,137万7千円を追加した。

また、中小企業者に対する融資制度の枠の拡大に向け53億3,333万3千円、県民住宅建設資金の融資枠の拡大を図り18億3,645万円をそれぞれ計上した。

そのほか、土地開発公社等で先行取得した公共用地買戻しのために87億9,861万9千円を計上したことが今回補正予算の特徴である。

補正予算に伴う関係の主な事業は、次のとおりである。（単位：千円）

- ・街路整備 = 3,193,900（新都心整備事業関連街路を含む）
- ・土地区画整理事業関係緊急地方道路整備 = 192,000（5地区）
- ・秩父ミュージックパーク（仮称）の整備 = 584,400
- ・上尾運動公園陸上競技場走路改修 = 68,060
- ・流域下水道建設 = 1,787,000（6流域下水道）
  - ・道路改良・舗装 = 1,920,230
  - ・橋梁整備 = 130,000
  - ・道路・橋梁維持修繕 = 961,601
  - ・緊急地方道路整備 = 561,000
  - ・交通安全施設整備（歩道、自転車歩行者道） = 632,000
  - ・同（交通信号機、道路標識等） = 394,135
- ・河川の改修 = 952,500
- ・河川激甚災害対策特別緊急事業 = 55,000

- ・流域貯留浸透施設整備 = 33,000（2ヶ所）
- ・砂防事業 = 184,500
- ・治山事業 = 61,800
- ・林道整備 = 101,044
- ・地すべり、急傾斜地崩壊防止対策 = 14,689（地すべり4ヶ所、急傾斜地6ヶ所）
- ・災害復旧（平成2年度発生） = 26,400（農業施設）、737,000（土木施設）
- ・住宅建設資金融資 = 1,836,450（融資枠2,836,000 → 6,508,900、貸付戸数810戸 → 1,810戸）
- ・農業生産基盤の整備 = 1,203,379
- ・県立高校体育館改築調査設計 = 40,851（改築・児玉、狭山工業、改修・熊谷女子、浦和工業）
- ・県立高校水泳プール建設調査設計 = 21,183（坂戸、草加西）
- ・比企自転車道建設 = 10,000（測量・設計）



## 天然記念物の紹介(その2)

### 駒つなぎのケヤキ

— 県指定天然記念物 —

- ・昭和19年3月31日指定
- ・秩父市中町



今宮神社の池畔にあって、幹回り7.3m、樹高25.4m、地上2.4mの位置で5幹に分かれている。枝張りは南北25.4m、東西23mにもおよび樹勢はいまも盛んである。

樹齢500年といわれ、徳川家康が駒をつないだといういわれから名付けられているが、家康が当地方に来たという文献は残っていない。扇を半ば開いたような美しい姿で堂々とした樹容を誇っている。

ケヤキは、“県の木”となっているごとく本県にはいたるところに樹容を誇るものが多く現存している。ここに紹介したケヤキのほか、「飯能の大ケヤキ」(飯能市川寺の神明神社境内)や「脚折のケヤキ」(鶴ヶ島町脚折の宮本豊太郎氏宅地内)、「城山稲荷神社のケヤキ」(本庄市本庄の城山神社稲荷神社境内)、「香取神社の大ケヤキ」(庄和町西金野井の香取神社境内)などがあり、いずれも県指定天然記念物となっている。

### 古寺鐘乳洞

— 県指定天然記念物 —

- ・昭和11年3月31日指定
- ・比企郡小川町古寺



槻川の支流金嶽川の左岸にある石灰岩のかげに開口する横穴型鐘乳洞で、洞はおもに北東から南西および北西から南東に直交する2方向の割れ目に沿って伸びている。2段に分かれた洞の総延長は約220 mあり、県内でも大規模なものである。

洞内の洞くつ生成物の発達はあまりよくなく、洞床には多量の礫や粘土が堆積している。下位の洞の北西端にはプールがあり、その水位は金嶽川の水位と一致しているといわれている。

本洞が形成された時代については、上位の洞の高さが金嶽川沿いで発達する段丘面の高さとも一致することから、段丘面の形成期と同じ第四期沖積期と考えられている。

現在、洞は閉鎖されていて残念ながら中に入ることは出来ない。

### 見返坂の飯能ササ

— 県指定天然記念物 —

- ・昭和16年3月31日指定
- ・飯能市飯能1119のイ 西武鉄道株所有地内



牧野富太郎博士によって発見命名されたササである。桿は直生で高さ1.5 m、先端に4～5枚の葉をつける。葉は半紙質で、裏面には細毛

が少しはえている。

天覧山下から多峯主山へ登る途中の見返り坂に自生する。

### 多聞寺のムクロジ

— 県指定天然記念物 —

- ・昭和16年3月31日指定
- ・北本市市宿 多聞寺境内



ムクロジは、ムクロジ科の落葉樹で、ムクとかツブ、モクゲンジなどの異名がある。果実は振ると種子と果皮がすれて音がし、果皮は水に溶かしてシャボン玉遊びに、また種子は羽子板突きの玉として子供になじみ深いものであった。埼玉県の北部地方では、この実のことをコーヒーの実といっている。

日本中部以南に自生する樹であり、県内にあるものは移植によるものである。

ここに紹介する多聞寺境内のムクロジは、幹回り3.6 m、樹の高さは27 mに達しており、樹齢は200年と推定されている。ムクロジとしては、県内を代表する大木である。

# 建産連だより

## —— 会員団体の動静 ——



### 平成2年度経営状況分析申請について

#### 東日本建設業保証(株) 埼玉営業所

当営業所内に併設されている(財)建設業情報管理センター埼玉県支部では、昭和63年度から埼玉県知事の委任を受け、経営事項審査に係る経営状況の分析を行っております。

本年度は、7月から受付を開始し最終締切が12月20日となっておりますが、申請者の決算期により郵送期限が下記のとおり定められておりますのでご注意願います。また申請書類のほか、11月1日から始まる経営事項審査の受付日を指定する「経営状況分析受付票兼経営事項審査受付票(ハガキ)」が必要となりましたので併せてご郵送願います。

対象決算期	郵送期限
平成2年10月～平成元年12月(個人を含む)	すでに締切りました。
平成2年1月～平成2年3月	すでに締切りました。
平成2年4月～平成2年6月	～平成2年10月31日
平成2年7月～平成2年8月	～平成2年11月30日
平成2年9月	～平成2年12月20日

### 創立20周年記念式典挙行

#### (社)埼玉県測量設計業協会

当協会は、昭和45年11月に任意団体として発足(50年1月社団法人許可)してここに20周年を迎えました。当初10社で発足したものが今日会員数66社にまで成長いたしました。これもひとえに関係諸団体のご支援の賜であります。

この10月18日、浦和市文化センターにおいて、県をはじめ建設省ほか関係機関、団体の方々を迎え創立20周年記念式典を挙行することになりました。

当協会としては、この機を大きな節目といたし、さらに研鑽に努め社会公共のため尽力することにいたしておりますので、建産連団体の皆様には今後ともよろしくご指導、ご鞭撻を賜わ

りますことをお願い申し上げます。

### '90鉄構技術展を見学

#### 埼玉県鉄構業協同組合

東京・晴海の国際貿易センターで開催された'90鉄構技術展に、8月24日に当建産連ビル前より大型バス3台にて組合員及び協力会員計100名にて見学会を実施した。鉄構分野に的を絞った技術展で、全国各地より大勢の見学者で誠に盛況であった。

技能者不足を抱えて鉄骨工場の省力化、生産性向上や効率化等の問題に取り組まざるを得ない当組合としても、溶接ロボット、CAD/CAMシステムの最新技術・設備を見学し、今後の

企業運営や工場設備投資に大いに参考になった次第である。

見学会終了後、晴海・ホテル浦島で昼食懇親会を開催した。

## 型わく大工工事業界の現況と 将来の見通し

### 埼玉県建設大工工事業協会

不況時代を脱して建設業にも春の日が射すようになったのであるが、不況時代のしわ寄せが、労務賃金にも及んで圧迫した結果、若年層の入職はほとんどなかったばかりでなく、転職する人も多く出て今日の技能工不足をきたす素因となった。その結果賃金の高騰をきたし、大きな社会問題としてマスコミにも取上げられるようになったが、そのため平均年齢が高くなって生産性阻害の一因ともなっていることである。若い人の参入を促し、技能の伝承をはかるためには、従来の常用単価的考え方ではだめである。労働基準法改正にともなう労働時間の短縮の問題もふまえ、若人の入職を促進することが目下の急務であり、優秀な技能者として育成することが未来の明るい建設業を築く確になるものと考えられる。

## 平成2年度「違反建築・違反宅造 をなくして住みよいまちづくり」 運動の実施について

### (社) 埼玉建築士会

埼玉県、市町村及び本会が主催となり、関係10団体の協賛をえて毎年実施されるこの運動は、県民一般に建築基準法及び都市計画法の目的・内容について、周知徹底を図るとともに、違反建築物等に対して行政上の所要の措置を積極的に講ずることによって、良好な市街地の環境の形成及び建築物の質の向上に努めることを目的

として県内一円に下記により実施されます。

この期間中、ポスター、立看板及び懸垂幕の掲示、広報車等による巡回宣伝指導、県民だよりによる広報、法令説明会、無料相談所の開設並びに一斉公開パトロールが実施されます。

実施期間 平成2年10月11日(木)から  
平成2年10月20日(土)まで

## 埼玉県建設工事入札参加資格審査 申請に「建災防加入証明書」も必要

### 建設業労働災害防止協会 埼玉県支部

建災防は建設業における労働災害防止を目的として事業を行っています。

県内建設業の労働災害で注目すべきことは、重大災害も含め建災防の力の及ばない非会員事業場に多く発生し、労働者の福祉や企業防衛上等社会的に問題をなげています。特に社会一般の権利意識の高まる中で、公共機関では、労働災害の防止を含め現場周辺の環境災害発生も重視し、之等の措置も行える企業に関心をもち発注しているのが今日の公共機関の姿で全国的な流れでもあります。

埼玉県では、建設工事等指名入札者の資格に関する規程に基づく申請に際して、添付書類として「建災防加入証明書」を附することになっています。つきましては、ご関係事業場におかれましては、当支部にお問合せの上、手続きなされるようお知らせ致します。

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

(電048-862-2546)

## 求められる経営の合理化

### 埼玉県下水道施設維持管理協会

今当面の課題は、イラクの紛争、カンボジア、

朝鮮統一、米ソの軍縮拡大により世界平和が一層充実したかに見えた。これらの変革の中にわが国経済は、金利高、貿易摩擦、インフレの懸念あり、この結果、430兆円になる、公共投資が新たに求められるに至った。

内容的には、むしろ国民の平素の要望に沿ったものともいえる。

正に、「国富みて民貧」このこと、430兆円の具体化とは自ら異なるものがあり、どのような経過となるかは不明といえよう。この財源の捻出もまた重要な課題があり財政、税制に更により大きな目を向ける必要が生まれる。円高不況、インフレ、石油不足も加わりこれからは企業も個人も相当の節約に向けて可能な追求を忘れてはならない時といえよう。

経営の合理化もまた、重要な課題があり、加えて人不足も、大きな課題となっている。

## 平成2年8月31日までに第一種電気工事士資格講習等を修了した者の取扱いについて

### 埼玉県電気工事工業組合

電気工事士法及び電気工事業法の一部改正する法律（昭和62年9月1日付け法律第84号）附則第2条の規定に基づく経過措置期間が平成2年8月31日に終了し、同年9月1日より電気工事士法第3条第1項及び第3項の規定（第一種電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事に従事してはならない。）が適用されることに伴い、暫定措置として、同年8月31日までに第一種電気工事士資格講習等を修了した者については、下記のように取扱われます。

#### 記

平成2年8月31日までに、改正法附則第6条に規定する第一種電気工事士資格講習を修了した者であって、講習終了証の交付を受け、かつ、第一種電気工事士免状の交付を受けていない場

合には、都道府県知事から当該免状の交付を受けるまでは、当該講習修了証を第一種電気工事士免状と同等に扱う。

この取扱いは平成3年5月31日までとする。

## 会 員 名 簿

### (社) 全国電話設備協会埼玉県支部

今回は会員の紹介をさせていただきます。

#### (正会員)

アイエンジニアリング㈱	川越市	五十嵐 忠	0492-25-1899
岩通エンジニアリング㈱	大宮市	茶木 一徳	048-652-3901
石渡電気㈱	大宮市	秋谷 隆和	048-645-1431
エース通信機工業㈱	大宮市	洞水 哲夫	048-684-1695
英工電機㈱	大宮市	斉藤 光雄	048-643-3561
神田通信機㈱	大宮市	宮尾 好喜	048-641-6068
関東通信機㈱	熊谷市	森田十五郎	0485-23-2141
コスモ通信㈱	川口市	本間 興市	0482-55-1111
三雄通信工事㈱	越谷市	新田 出	0489-64-8037
城北電通㈱	越谷市	中村 ステ	0489-86-9191
大興電子通信㈱	大宮市	木村 忠	048-645-5631
都築電気工業㈱	大宮市	高橋 正明	048-644-3581
電通工業㈱	大宮市	町田 英昭	048-642-6613
東陽工業㈱	大宮市	横田 充穂	048-642-5771
日建電設㈱	大宮市	関口 守雄	048-644-2351
日本電気システム建設㈱	大宮市	沼田 清	048-645-0248
日興通信㈱	大宮市	前田 明	048-644-6326
藤野電気㈱	大宮市	藤野 弘	048-623-3485
㈱富士通ビジネスシステム	大宮市	浅野 慧	048-641-1747
東京日立情報機器㈱	大宮市	森 昭平	048-643-1231
三田電気工業㈱	大宮市	船橋 清司	048-644-4940
三峰電気㈱	大宮市	山本 正夫	048-644-8831
㈱ジェイコス	浦和市	矢野 弘	048-874-3600
㈱八洲電業社	大宮市	吉村 克昌	048-663-3361
信濃通信工業㈱	川口市	三井 三次	0482-83-8554
㈱ 高 文	大宮市	大島 宏司	048-666-1171
北埼玉通信工業㈱	秩父市	寺田 秀人	0494-23-2351

関東電設㈱ 幸手市 川波 栄治 0480-43-0874  
 平野通信機材㈱ 大宮市 田村 昭雄 048-665-8522  
 ㈱ヨーク通信 大宮市 小林 進 048-645-8411  
 通信機工事㈱ 大宮市 小山 伸次 048-665-1042  
 ㈱丸電 大宮市 丸山 洋一 048-642-5244  
 ケーアイ電気工業㈱ 戸田市 関根 常智 0484-44-5101  
 埼玉田中電気㈱ 浦和市 田中 良平 048-832-1311

(賛助会員)

岩崎通信機㈱ 大宮市 佐藤 正之 048-644-2061  
 沖電気工業㈱ 大宮市 清水 明 048-645-1722  
 埼玉ナショナル通信特機㈱ 大宮市 馮辺 利行 048-665-6080  
 (平成2年9月20日現在 順不同)

## 全国建産連だより

全国建産連の動き活発

— 待望の千葉県建産連が加盟 —

府県建産連の新たな誕生は絶えて久しかったが、去る7月17日、千葉県内の建設関連団体が大きな理想のもとに大同団結、めでたく千葉県建産連として発足し、翌8月10日、全国建産連に大きな影響力を発揮する一員として加わった。これにより全国建産連は31の正会員を擁し、組織面で画期的な前進を見たが、それと同時に、千葉県建産連の今後における飛躍、発展を大いに期待したい。

### ○ 全国建産連委員会活動の動き

本年3月1日の初会合を皮切りに、当面の課題に向けスタートを切った広報、構造改善対策の両委員会は、それぞれ当面実施すべき事業に的を絞りながら、委員会活動を前進させている。

即ち、広報委員会(委員長:京都府建産連会長)は、当初の会議で方向づけをした建産



連のPR及び組織強化に資すべきパンフレットの作成に焦点を置き、4月25日、9月6日に幹事会の検討を重ね、さらに9月18日の委員会において、当面作成するパンフレットの原案を決定した。

一方、構造改善対策委員会(委員長:望月岩手県建産連会長)は、当初の話し合いを基礎に、現情勢を踏まえながら建産連は何をどのように実施すべきかについて鋭意検討を重ね、5月8日、7月6日の幹事会を経て9月13日に委員会を開催、ここにおいて元請・下請構造改善地方協議会が実施すべき事項及び入職促進を図るためのPR活動の具体的方策の2つについて検討結果をまとめた。

なお、両委員会で検討された各事項については、10月23日開催の全国府県建産連会長会議において報告が予定されている。(K)



## 連合会日誌

- 7月13日 埼玉県優秀工事表彰式に長島専務理事出席。
- 7月17日 建設工事現場環境点検調査事業の中間報告について、(財)建設業振興基金等との協議に加藤常務理事出席。
- 7月23日 さいたまYOU And1プラン推進委員会に斎藤会長出席。
- 7月25日 埼玉県建設業労働災害防止大会に斎藤会長出席。
- 7月26日 埼玉建設労働者研修福祉センター3階大ホール天井修繕工事に関する雇用促進事業団等との打合せに長島専務理事、加藤常務理事、榎本所長出席。
- 8月6日 埼玉建設労働者研修福祉センター3階大ホール天井修繕工事について岩堀前会館建設特別委員会委員長等との打合せに長島専務理事、加藤常務理事出席。
- 8月20日 **広報委員会**  
建産連ニュース第45号の発行、第46号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議。
- 8月23日 **研修指導委員会**  
平成2年度事業実施計画等について協議。
- 8月27日 **経営合理化委員会**  
建設工事現場環境点検調査等の結果、平成2年度事業実施計画等について協議。
- 8月28日 埼玉県内装仕上工事業協同組合通常総会に斎藤会長出席。
- 8月29日 **労務資材委員会**  
平成2年度事業実施計画等について協議。
- 9月3日 **陳 情**  
建設業構造改善事務を専門に所掌する県行政組織の充実強化について県知事、県議会副議長等に陳情を実施。正副会長、長島専務理事、加藤常務理事参加。
- 9月4日 **総務委員会**  
平成2年度事業実施計画等について協議。
- 9月4日 **建設業経営講習会**  
「後継者への引継ぎ」  
(社)埼玉県建設業協会ならびに東日本建設業保証(株)埼玉営業所との共催。  
後援：埼玉県 於：建産連会館センター3階大ホール  
講師：近野経営研究所建設専門(株) 受講者：40名  
近野 徹先生
- 9月6日 (社)全国建設産業団体連合会広報委員会幹事会に加藤常務理事出席。
- 9月10日 (社)埼玉県建設業協会主催による平成2年度公共事業に係る建設労働者の賃金台帳整備促進説明会に会員団体役員他企業担当者等多数参加。
- 9月17日 建設工事現場環境点検調査等の調査結果報告について、(財)建設業振興基金との協議に加藤常務理事出席。
- 9月18日 **広報委員会**  
「建産連ニュース」の装丁について協議。  
(社)全国建設産業団体連合会広報委員会に斎藤会長出席。

- 9月19日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議に斎藤会長出席。
- 9月21日 建設雇用改善連絡会議に加藤常務、榎本所長出席。
- 10月4日 埼玉県勤労者福祉施設運営協議会に榎本所長出席。

## 定期刊行物

月刊

# 建設物価

### ●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約820頁 定価3,300円/〒別  
 ※年間購読料33,360円/〒共  
 (臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

# 建設統計月報

### ●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約200頁 定価980円/〒別  
 ※年間購読料11,100円/〒共

## 専門図書

※定価はすべて税込みです。

平成2年度版 建設省土木工事積算基準

■B5判/670頁 ●定価6,700円/送料450円

平成2年度版 土木工事積算基準マニュアル

■B5判/900頁 ●定価8,300円/送料500円

増補改訂版 建設工事標準歩掛

■B5判/1,090頁 ●定価9,900円/送料600円

平成2年度版 土木工事積算標準単価

■B5判/550頁 ●定価4,300円/送料350円

新刊 土木施工の実際と解説

■A4判/350頁 ●定価8,800円/送料500円

新刊 土木新工法の積算実例

■B5判/900頁 ●定価18,000円/送料600円

新刊 下水道工事積算の実際

■B5判/380頁 ●定価4,700円/送料400円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

## 財団法人 建設物価調査会

本部

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)  
 電話 (03) 663-8761(代) 郵便振替 東京1-71833

大阪事務所

〒532 大阪市淀川区宮原3丁目5番24号(第一生命ビル)  
 電話 (06) 399-2451(代) 郵便振替 大阪0-20569

## 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成2年8月1日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	所長 鈴木 武信	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山 清	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 榎本 義男	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 渡辺 昭一	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 小川 清	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江 広元	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 正夫	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 滝沢 豊	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勤市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	330	048(644)7417
埼玉県道路標識標示業協会	会長 深井 進	浦和市高砂 3-17-21	336	048(838)8162
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業協同組合	理事長 長本 昌夫	鳩ヶ谷市本町 3-34-8	334	0482(83)0611
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 神戸 清二	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)全国電話設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県外構施設業協会	会長 清水 義夫	熊谷市問屋町 4-3-2	360	0485(25)2111
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂 3-10-4	336	048(864)1429

建産連ニュース 第46号

平成2年10月15日発行

発行

法人 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

みづほ企業株式会社

電話 03-893-6990

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月